

紀宝町商業活性化委員会 紀宝町店舗等魅力アップ補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、紀宝町内で飲食業、小売業、サービス業に該当する実店舗で地域に根差した事業を営んでいる事業者に対して支援を行い、店舗の魅力及び集客力の向上に必要な経費に対し、紀宝町店舗等魅力アップ補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 紀宝町内の飲食業、小売業、サービス業に該当する実店舗を営んでいる、または紀宝町内に移転等する事業者であること。

ただし、法人にあっては、主となる事業所在地が紀宝町内であること。

(2) 第4条に規定する実施期間内に補助事業が完了していること。

(3) 市町村民税等の滞納がない者であること。

2 前項に規定にかかわらず、次に掲げる者は補助金の交付の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

(2) その他委員長が適切でないと判断する者。

(3) この要綱の規定に基づき当補助金の交付を5年間受けたことがないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う店舗の魅力及び集客力の向上に係る事業で1年以内に売上につながるが見込まれる事業とする。ただし、次の各号に掲げる事業は対象としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」の届出を行っている事業。

(2) 法的規制がかけられており、内容又は許認可に係る期間等に課題を有する事業

(3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

(4) その他委員長が適切でないと判断する事業

(補助対象事業の期間)

第4条 補助対象事業の実施期間は、第8条の補助金の交付を決定した日が属する年度の4月1日から翌年の2月末日までとする。

2 ただし、第5条(2)に規定する店舗等移転に伴う家賃補助に限り、初月支払い家賃を起算月とした最大12月間を対象とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は前条に規定する実施期間において要した店舗等の魅力アップ及び集客力の向上に係る経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 店舗等移転、改修費に係る経費（20万円以上の改修に限る）

ただし、店舗兼住宅における改修費用について住宅部分に係る費用は対象外とする。

(2) 店舗等移転に伴う家賃補助（家賃補助は最長1年とし上限3万円/月）

ただし、店舗兼住宅における家賃補助について住宅部分に係る費用は対象外とする。

(3) 広告宣伝費（広告宣伝費で補助金の限度額を30万円上限とする。）

(4) 改修、移転を目的とした融資に際し、融資を受けた者が三重県信用保証協会に支払った保証料（ただし補助金の限度額を15万円とする。）

(5) その他委員長が必要と認めた経費

2 前項の規定にかかわらず、6親等内の血族及び3親等内の姻族への支払い、または自身が代表である法人から代表への支払いは補助対象経費に含まれないものとする。

3 補助対象経費の支払方法は、銀行振込を原則とする。補助金執行の適正性確保のため、1取引10万円超（税抜）の現金払いは原則認められません。また、小切手・手形による決済は認められません。クレジットカードによる支払いは、当該法人、又は個人事業主本人名義によるもので、補助対象期間中に引落が確認できる場合のみ認められます（納品日や完了日が補助対象期間中であっても口座からの引き落としが補助対象期間外であれば補助対象となりません。）

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に掲げる補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、限度額は500,000円とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生ずる時は、これを切り捨てる。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、紀宝町店舗等魅力アップ補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 誓約書（別記様式第2号）

(3) 見積書又は契約書

(4) 市町村民税を滞納していないことを証する書類

(5) 身分証明書の写し（運転免許証・履歴事項全部証明書等）

(6) 直近1期分の財務諸表の写し

・法人の場合は貸借対照表、損益計算書

・個人で青色申告の場合は、確定申告書（第一表・第二表）、貸借対照表、損益計算書

- ・個人で白色申告の場合は、確定申告書（第一表・第二表）、収支内訳書
- (7) その他委員長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 委員長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容について、事業の実現可能性、収益性、継続性及び独創性等を主な基準として審査し、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

- 2 委員長は、前項の基準において、申請者が紀宝町の住民票を有している場合は、これを優先することができるものとする。
- 3 委員長は、前項の補助金の交付の決定をしたときは、紀宝町店舗等魅力アップ補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、交付が適当でないとき認めるときは、紀宝町店舗等魅力アップ補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 4 委員長は、第1項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第9条 前条の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その申請事項を変更しようとするときは、紀宝町店舗等魅力アップ補助金（変更・中止・廃止）届出書（別記様式第5号）を委員長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了した場合は、その日から起算して30日以内又は補助金交付決定を受けた日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、紀宝町店舗等魅力アップ補助金実績報告書（別記様式第6号）に、委員長が認める書類を添えて委員長に提出しなければならない。

(補助金の額及び通知)

第11条 委員長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、紀宝町店舗等魅力アップ補助金の額の確定通知書（別記様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 補助事業者は、前条の補助金の額の確定通知書を受けたときは、速やかに紀宝町店舗等魅力アップ補助金請求書（別記様式第8号）を委員長に提出するものとする。

(財産の処分及び管理)

第13条 補助事業者は、補助対象事業完了後3年を経過する日前に、補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ紀宝町店舗等魅

力アップ補助金財産処分承認申請書（別記様式第9号）を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が100,000円未満のものは、この限りではない。

- 2 前項の処分にあたり、補助事業者が収入があったときは、委員長は当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、補助対象事業が完了した後も当該事業により取得し、又は効用が増加した財産の効果的な運用を図らなければならない。

（中止・移転の届出）

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助対象事業完了後3年を経過する日前に補助を受けた事業を中止又は店舗等を町外へ移転する場合は、あらかじめ紀宝町店舗等魅力アップ補助金（中止・移転）届出書（別記様式第10号）を委員長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者が、次の各号いずれかに該当する場合は、補助金の全額又は一部を返還しなければならない。

- （1）補助対象事業完了後3年を経過する日前に補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産を処分した場合。
- （2）補助対象事業完了後3年を経過する日前に補助を受けた事業を中止又は店舗等を町外へ移転する場合。
- （3）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件（この要綱で定める条件等を含む。）に違反した場合
- （4）第16条に掲げる重複交付の禁止行為に該当した場合、前項の規定にかかわらず、委員長が特に認めるときは補助金の返還を要さない。

（重複交付の禁止）

第16条 補助事業者が補助対象事業において、国及び県等の他の補助金等を重複して交付を受ける事を禁止とする。

- 2 補助事業者が紀宝町空き店舗再生事業費補助金及び紀宝町創業支援助成金の交付を受ける見込み又は受けた場合には、この要綱に基づく当該年度の補助金は交付しないものとする。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。